

第三次宇部市障害者福祉計画（実施スケジュール）

- 基本目標 I ともに学び・育ち、自立して暮らす
 ◆ 施策分野 1 教育・療育の充実

施策の基本的方向	施策事項	施策内容	新・ 拡・ 継	担当部署	計画期間		
					23	24	25
(1) 早期療育の充実	①乳幼児の健康づくりの推進	○健康診査の実施で、乳幼児の疾病、異常の早期発見と早期対応に努める。	継	健康推進	継続	○	○
	②療育ネットワークの充実	○健康診査や発育・発達に関する相談支援を発達クリニックや療育相談会などの総合療育システムを利用し継続的に実施する。	〃	障害福祉健康推進 特別支援教育 こども福祉	継続	○	○
		○就学前や学齢期の障害の早期発見に努め、適切な就学支援体制を整備する。	〃		継続	○	○
③障害児保育の充実	○専門機関と連携を図り、療育・保育所での障害児の受入れを行なうとともに、保育士の適正な配置など障害児保育を充実する。	〃	こども福祉 健康推進 障害福祉	継続	○	○	
(2) 障害児教育の充実	①障害児教育の体制強化	○関係機関と連携を図り、幼稚園や学校などを訪問し、早期発見・早期支援に努める。	〃	特別支援教育 こども福祉	継続	○	○
		○特別支援教育に必要な生活指導員、介助員等を配置するなど体制を強化する。	〃	特別支援教育 こども福祉	継続	○	○
		○個々に応じた教育課程を編成し、一人ひとりの個性や良さを生かす教育を推進する。	〃	特別支援教育	継続	○	○
	②通級指導の推進	○通級指導教室の対象児童生徒を把握するとともに、指導教員の養成・確保に努める。	〃	特別支援教育	継続	○	○
	③交流教育の推進	○特別支援学級と通常学級の交流、総合支援学校と近隣小中学校の交流を推進する。	〃	学校教育 特別支援教育	継続	○	○
④体験学習の充実	○社会体験を含めた職場体験学習を推進する。	新	障害福祉 特別支援教育	実施	継続	○	
(3) 就学・教育相談の充実	①就学相談窓口の充実	○ワンストップの総合相談窓口を設置し、関係機関と連携した支援を推進する。	継	特別支援教育	継続	○	○
		○適正な就学支援のために、総合相談窓口では、随時相談を受け付けるほか、就学相談会を実施する。	〃	特別支援教育	継続	○	○
	②関係機関との連携強化	○就学相談を関係機関と連携して継続的に実施し、適正就学に努める。 ○学校では、関係機関と連携を図り、教育相談を推進する。また、教職員や関係機関で事例検討会を開催して情報を共有し、支援の必要な親子をサポートする。	〃 〃	特別支援教育 特別支援教育	継続 継続	○ ○	○ ○
(4) 教育環境の整備	①障害児支援情報共有システムの推進	○障害児に関する情報を一元化し、関係機関との連携を図ることを目的に、個別支援手帳と手帳活用マニュアルを作成し、普及に努める。	拡	障害福祉	実施	継続	○
	②教職員などの資質向上	○指導力や専門性を高める研修会を実施し、障害についての理解や支援技術の向上に努める。	継	特別支援教育	継続	○	○
	③地域生活支援の充実	○障害児と家族の支援を担う学童保育クラブ等の充実を図る。	〃	こども福祉	継続	○	○

※ 「新・拡・継」は、新規の取り組みを「新」、取り組みの拡大を「拡」、取り組みの継続を「継」「○」と表記している。

◆ 施策分野 2 保健・医療サービスの充実

(1) 疾病の予防・早期治療の充実	①親子(母子)の健康づくりの推進	○妊婦健康診査や妊婦教室で、妊婦の健康状態の把握に努め、医療機関との連携を図り、適切な支援を行う。	継	健康推進	継続	○	○
		○親子健康手帳の交付者に対して保健師の個別指導や相談を行い、健康づくりを推進する。	〃	健康推進	継続	○	○
	②青少年の健康づくりの推進	○学校における保健教育、健康教育を推進する。	〃	健康推進	継続	○	○
	③高齢者の健康づくりの推進	○健康教育や機能訓練により、要介護状態への予防と生活機能低下を防止する。	〃	高齢福祉	継続	○	○
	④生活習慣病など予防対策の推進	○健康教室、健康相談、特定健診、特定保健指導により、生活習慣病予防や健康づくりを推進する。	〃	健康推進	継続	○	○
(2) 障害者の健康相談・指導体制の充実	①相談・訪問指導の充実	○保健師等専門職が障害者や家族に市窓口や電話相談・訪問により、相談・指導を行う。	〃	障害福祉	継続	○	○
		○看護師などによる訪問介護により、サービス調整を行うとともに、利用促進を図る。	〃	障害福祉	継続	○	○
	②機能訓練指導の充実	○機能訓練を行い、要介護状態への進行を予防する。	〃	障害福祉 高齢福祉	継続	○	○
	③精神障害者の社会復帰への支援	○病院からの地域生活への移行時などにおいて、地域生活の支援体制の強化を図る。	〃	障害福祉	継続	○	○

◆ 施策分野 3 福祉・生活支援の充実

(1) 相談支援体制の充実	①地域相談支援体制の充実	○事業所や関係機関との連携を図り、相談員や専門的な相談機関などの相談支援体制を充実する。	拡	障害福祉	検討	実施	○
		○相談支援事業の周知を図るとともに、個々に応じた支援ができるように、ケアマネージメント体制の強化を図る。	継	障害福祉	継続	○	○
	②居住サポート事業の実施	○障害者の地域での自立を支援するために、居住場所の情報を充実し、相談及び支援を充実する。	新	障害福祉	実施	拡大 実施	継続
	③権利擁護施策の充実	○地域権利擁護事業の周知と利用を促進する。	継	障害福祉	継続	○	○
○成年後見制度の周知と利用を促進する。		拡	障害福祉	実施	継続	○	
(2) 福祉サービスの充実	①障害福祉サービスの充実	○障害福祉サービスについて、質の高いサービスの提供体制を整備する。	継	障害福祉	継続	○	○
		○グループホームやケアホームの入居や在宅生活による地域移行を支援する。	〃	障害福祉	継続	○	○
		○身体機能を補完・代替するために、補装具費支給制度及び日常生活用具の給付を行って、日常生活の便宜を図る。	〃	障害福祉	継続	○	○
		○特別なニーズのある在宅の人が利用できる短期入所サービスや通所サービスを推進する。	〃	障害福祉	継続	○	○
	②小規模多機能サービスの充実	○小規模多機能居宅介護事業所における障害児デイサービス及び短期入所の拡充を図る。	〃	障害福祉	継続	○	○
	③移動支援対策の充実	○障害者の社会参加を促進するため、サービスの質の向上に努める。	〃	障害福祉	継続	○	○
○福祉タクシー券やバス優待乗車証の交付により障害者の外出を支援する。		〃	障害福祉	継続	○	○	
④緊急時支援体制の構築	○入所・居宅サービス・相談支援など地域生活を支える関係機関と連携を取ることで、緊急に対応を要する障害者の支援体制を構築する。	新	障害福祉	検討	実施	継続	

(3) 地域支援システムの充実	①支援者ネットワークの充実	○相談支援事業者や当事者、家族等による個別支援会議を開催し、個別の課題に対応する支援体制を強化する。	継	障害福祉	継続	○	○
	②サービス提供システムの強化	○地域自立支援協議会や障がい等地域支援ブロック会議等と連携をとり、様々な地域課題の解決の体制を強化する。	〃	障害福祉	継続	○	○
	③退院情報連絡システムの推進	○入院・入所者の地域移行の際における退院情報連絡システムの活用など地域生活の支援を行う。	〃	障害福祉	継続	○	○
	④地域で支えあうネットワークづくりの推進	○地域福祉計画や他の関連する計画を踏まえ、関係機関と連携して障害者の生活を支える取り組みを推進する。	〃	障害福祉	継続	○	○
		○地域福祉の拠点づくり(ご近所福祉活動推進事業)など地域で支えるネットワークづくりを推進する。	拡	高齢福祉	実施	継続	○
		○社会福祉協議会や地域と連携して、「福祉の輪づくり運動」を支援し、福祉活動が地域の中で確立するように努める。	継	社会福祉協議会	継続	○	○
○地域における閉じこもり防止、介護予防を目的とした「ふれあいいきいきサロン活動」に地域の障害者が参加できるよう環境を整える。		〃	社会福祉協議会	継続	○	○	

■ 基本目標 II ともに働き、楽しむ

◆ 施策分野 1 一般就労・福祉的就労支援の推進

(1) 一般就労の促進	①障害者雇用の促進	○地元企業への障害者雇用の啓発と、障害者雇用を検討する企業に対し、障害者への理解などの情報提供等を行なう。	継	商業観光ハローワーク	継続	○	○
		○関係機関と連携をとり、障害者一人ひとりの障害に応じた相談・情報提供に努める。	〃	商業観光ハローワーク	継続	○	○
	②ときわ公園就労支援事業の実施	○ときわ公園において、知的障害者の技能訓練を行うとともに、一部施設管理に障害者を雇用する。	〃	公園緑地	継続	○	○
	③「障害者就労ワークステーション」の機能強化	○「障害者就労ワークステーション」における業務の更なる充実を図る。	拡	障害福祉	実施	継続	○
(2) 福祉的就労の促進	①障害福祉サービス事業所(就労支援)への支援	○授産品等を広く市民や企業に紹介するなど、販売拡大に向けた広報活動を推進する。	〃	障害福祉	継続	○	○
		○事業所間のネットワークを推進し、共同受注の仕組みを強化する。	〃	障害福祉	継続	○	○
	②障害福祉サービス事業所(就労支援)間交流の実施	○就労事業所間での研修と情報交換を行ない、就労事業所の質の向上を図る。	新	障害福祉	実施	継続	○
(3) 就労支援体制の充実	①障害者就労支援ネットワークの機能強化	○官民の協働のネットワークにより、情報共有を図り、講演会の開催等各種事業を実施し、障害者の就労支援体制を強化する。また、オフィシャル・サポーターを募集し、事業を円滑に実施する。	拡	障害福祉	検討	実施	継続
	②職業リハビリテーションネットワークの連携強化	○障害者就業・生活支援センターを中心として、障害者職業センターなど関係機関と連携し、障害者の自立や就業を促進する。	〃	障害福祉	継続	○	○

◆ 施策分野 2 社会参加活動の促進

(1) スポーツ・レクリエーション活動の促進	①スポーツなどの参加促進	○県や全国障害者大会への出場を支援するとともに、スポーツ大会への参加を促進する。	継	障害福祉	継続	○	○
		○各種スポーツ・レクリエーション教室等について、関係機関と連携し、多様なメディアにより情報提供を行い参加を促進する。	〃	スポーツ振興障害福祉	継続	○	○
(2) 文化活動などの促進	②体育施設の整備推進	○体育施設の整備について、スロープの設置などバリアフリー化を進める。	〃	スポーツ振興	継続	○	○
		①文化行事の参加促進	○障害者の創作意欲を助長するための必要な支援を行うとともに、手話通訳や要約筆記者を配置するなど参加を促進する。	〃	障害福祉	継続	○
	○文化施設については、トイレや駐車場など、障害者が利用しやすいよう施設整備を推進する。		〃	文化振興	継続	○	○
	②自主的文化活動の促進	○文化活動を振興するため、講座や作品展の情報提供に努め、活動機会や発表の場の充実を図る。	〃	文化振興	継続	○	○
○障害者が文化に親しむ機会が増えるよう、自主的な文化活動への参加を支援する。		〃	文化振興	継続	○	○	

■ 基本目標 Ⅲ ともに安心して暮らす

◆ 施策分野 1 理解と交流の促進

(1) 障害についての理解促進	①福祉教育の推進	○総合的な学習の時間や特別活動等において、学校教育活動支援ボランティア活動を取り入れた福祉教育を実施する。	継	社会教育	継続	○	○
	②障害者理解の促進	○地域の懇談会などにおいて、障害について理解を促進するために、講師リストの活用を周知し、活動を推進する。	拡	障害福祉	継続	○	○
	③啓発・広報の推進	○テレビやラジオ、新聞、CATVなどを活用し、障害について積極的に普及啓発する。	継	障害福祉	継続	○	○
(2) 交流の促進	①地域交流の促進	○地域で開催される行事などへ障害者の参加を促進し、障害者と地域住民の交流を支援する。	〃	市民活動	継続	○	○
	②障害者団体間のネットワークづくり	○障害者関係団体の定期的な意見交換会の開催により、団体間の交流を支援する。	新	障害福祉	実施	継続	○
(3) ボランティア活動の支援	①ボランティアの育成・確保	○障害者支援ボランティアの人材育成・確保のために、様々な方法で講座の開催を広報し、各種ボランティア養成講座を実施する。	継	障害福祉	継続	○	○

◆ 施策分野 2 情報・コミュニケーション支援の充実

(1) 障害の種別に応じた情報提供サービスの充実	①情報提供の充実	○視覚障害者への情報提供については、封書に点字シールを貼付し、可能な限り文章を点字や音声コードに変換します。	継	障害福祉	継続	○	○
		○市民への講演会を開催する際は、手話通訳や要約筆記による情報提供を行い、聴覚障害者へのコミュニケーション手段を確保する。	〃	障害福祉	継続	○	○
		○点字・点訳グループや音訳グループとの連携により、点字・音声版の「広報うべ」を作成し、視覚障害者への市政情報の提供に努める。	〃	広報広聴	継続	○	○
		○障害福祉に関する情報をパソコンや携帯電話を活用して、電子メールで配信するなど、障害者への情報提供手段の充実に努める。	新	障害福祉	検討	実施	継続
(2) 情報バリアフリー化の推進	②職員研修の充実	○職員の手話研修の充実など、障害者への窓口対応を円滑にする研修を行う。	拡	職員	実施	継続	○
	①民間機関などへの啓発活動の推進	○視覚や聴覚の障害者等への配慮の必要性について、民間機関への啓発活動を推進する。	継	障害福祉	継続	○	○
	②情報バリアフリーネットワークの構築	○情報におけるバリアフリー化を推進するために、官民協働による検討組織を構築し、「情報保障ガイドライン(仮称)」を作成し、啓発する。	新	障害福祉	検討	実施	継続

◆ 施策分野 3 生活環境の整備

(1) 建築物などのバリアフリー化の推進	①建築物のバリアフリー化の推進	○公共建築物については、バリアフリー新法や県条例(山口県福祉のまちづくり条例)の基準に基づき、道路や公園などのバリアフリー化やユニバーサルデザインへの配慮を推進する。	継	建築指導	継続	○	○
		○不特定多数の人が利用する民間施設について、バリアフリー化の普及啓発を行う。	〃	障害福祉	継続	○	○
	②多機能トイレの整備推進	○障害者等の社会参加を促進するため、公共施設(新設・改築時)への多機能トイレの整備を推進する。	〃	障害福祉	継続	○	○
		○不特定多数の人が利用する民間施設について、多機能トイレの整備の普及啓発を行う。	〃	障害福祉	継続	○	○
③バリアフリー推進体制の機能強化	○宇部市バリアフリー化推進連絡協議会の機能を強化し、庁内における建築物のバリアフリー化を推進する。	〃	障害福祉	継続	○	○	

(2) 公共交通機関・道路環境の整備	①歩道などの段差解消の実施	○道路の改修・改造については、障害者の移動に配慮した整備を推進する。	〃	道路河川建設	継続	○	○
		○障害者の利用頻度の高い路線の交差点部においては、歩道の段差解消事業を実施する。	〃	道路河川建設	継続	○	○
		○市内の主要交差点をはじめ、緊急性の高い箇所から、計画的に歩道の舗装改良事業などを実施し、歩道の整備を勤める。	〃	道路河川建設	継続	○	○
	②交通安全にかかるバリアフリー対策の推進	○バリアフリー型信号機やエスコートゾーンの設置など、障害者の視点に立った、交通施設のバリアフリー化を推進する。	〃	市民活動	継続	○	○
③障害者用駐車場の適正利用の推進	○「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」については、県と連携をとり、制度の普及啓発を推進する。	〃	障害福祉	継続	○	○	
④ノンステップバスの導入推進	○車いすなど障害者の外出を支援するため、路線バスをはじめ、バス更新時にはノンステップバスの導入を推進する。	〃	交通局	継続	○	○	
(3) 住宅施策の充実	①障害者住宅施策の推進	○障害者の住宅のバリアフリーの改修について、費用助成をして障害者の自立生活を支援する。	〃	障害福祉	継続	○	○
		○住宅リフォームに関する相談会の開催など、障害者の住宅に関する相談会を開催する。	〃	住宅	継続	○	○
		○障害者の住宅改修にかかる資金の貸付について、関係機関と連携して利用者に周知を図る。	〃	社会福祉協議会	継続	○	○
②シルバーリフォームの整備推進	○高齢者や障害者の利便性の向上を図るため、市営住宅の手すりの設置や段差解消を行う。	〃	住宅	継続	○	○	
③重度身体障害者の自立生活支援	○鶴の島市営住宅において、重度身体障害者のために相談及び生活援助を一体的に行う。	〃	障害福祉	継続	○	○	
(4) 防災・防犯対策の推進	①防災情報提供・通報体制の推進	○障害者を対象とした電子メールやFAXによる緊急通報制度の周知をする。	〃	消防署 防災危機管理	継続	○	○
	②防災意識の向上	○防災に対する知識や意識の向上を図るために、関係機関と連携して、出前講座や防災訓練等を実施する。	〃	消防署 防災危機管理	継続	○	○
	③災害時の支援対策の実施	○災害時要援護者制度をについては、民生委員等を通じて登録者数の増加に努める。また、マニュアルに基づき、防災情報の伝達手段と避難誘導などの支援体制の整備を推進する。	〃	社会福祉	継続	○	○
		○災害時において障害者が安心して避難できるように支援するとともに、災害時において障害者の日常生活に必要な物品等を準備する体制を整備する。	拡	社会福祉 障害福祉	検討	実施	継続
④防犯体制の充実	○市防犯対策協議会をはじめ、地域の防犯団体を支援するとともに、防犯意識の向上のために、出前講座を実施する。	継	市民活動	継続	○	○	

■ 基本目標 計画推進のために
◆ 施策分野 計画の円滑な推進

計画推進体制の整備	①推進体制の整備	○庁内の関係部署で計画推進体制を構築し、庁外の関係機関と連携して計画を推進する。	継	障害福祉	継続	○	○
		○国、県等の上位計画や関連計画と連携を図るとともに、法改正の動向を注視して柔軟に対応する。	継	障害福祉	継続	○	○
		○計画の進行管理については、地域自立支援協議会に報告し、進捗状況を分析評価する。	継	障害福祉	継続	○	○
	②人的資源の確保と資質の向上	○手話・要約筆記奉仕員などの人材を確保するとともに、県と連携を取って、相談員などの資質向上に努める。	継	障害福祉	継続	○	○
		○福祉関連のボランティア団体や市民活動団体等の人材の確保と育成を図る。	継	障害福祉	継続	○	○
	③関係機関・市民団体などとの連携の推進	○社会福祉関係団体、民間事業所、市民活動団体等と連携をとり、協働して事業を実施する。	継	障害福祉	継続	○	○
	④国・県との連携	○国、県等の動向を踏まえながら、計画を推進する。	継	障害福祉	継続	○	○
		○広域的な取り組みが必要な施策については、近隣自治体などと連携して取り組む。	継	障害福祉	継続	○	○

■ 関連指標

基本目標	指標名	現状(平成22年度)	目標値(平成25年度)
I ともに学び・育ち、自立して暮らす	乳幼児健康診査の受診率	94%	100%
	特定健康診査の受診率	15.7%	65%
	特別支援教育推進室での対応件数	65件	115件
	特別支援教育に関わる個別事例検討会の実施回数	6回	20回
	個別の相談・支援手帳(パーソナル手帳)配付数	—	1,500部(累計)
	通級指導教室設置校数	4校	5校
	障害者相談員数	28人	31人
	地域福祉権利擁護事業の利用者数	104人	160人
	ご近所福祉活動拠点の整備箇所数	5箇所	24箇所(累計)
	「ふれあい・いきいきサロン」の活動数	39箇所	42箇所
II ともに働き・楽しむ	民間企業障害者雇用率(宇部管内)	1.9%	2.0%
	ときわ公園就労支援事業障害者の就労者数	21人	26人
	宇部市障害者就労ワークステーション雇用者数	4人	13人(累計)
	スポーツ大会への障害者参加者数	640人	700人
III ともに安心して暮らす	学校教育活動支援ボランティア登録者数(障害児関係)	8人	30人
	手話奉仕員登録者数	124人	150人
	要約筆記奉仕員登録者数	35人	50人
	超低床バス(低床バス含む)の導入数	34台	40台
	多機能トイレの設置数(市施設)	16箇所	22箇所
	災害時要援護者避難支援制度登録者数(うち障害者)	450人	525人
	「あんしん歩行エリア」交差点段差解消箇所数	180箇所	349箇所